

法隆寺周辺地区特別用途地区において立地可能とする建築物の用途

区 分	現行の用途地域（第1種低層住居専用地域）における建築基準法上の取扱い	用途制限緩和条例案の規定
① 物品販売店舗	住宅と兼用で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内でかつ延べ面積の2分の1未満のものであれば立地可能（日用品販売店に限る。）	物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内のもの
② 飲食店	住宅と兼用で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内でかつ延べ面積の2分の1未満のものであれば立地可能（食堂又は喫茶店に限る。）	飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）の適用を受けるものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内のもの
③ 自家販売のための食品製造店	住宅と兼用で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内でかつ延べ面積の2分の1未満のものであれば立地可能（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので、原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限り、かつ、原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
④ 美術品又は工芸品のアトリエ又は工房	住宅と兼用で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内でかつ延べ面積の2分の1未満のものであれば立地可能（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）及びそれらの展示販売又は体験製作の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以内のもの
⑤ 博物館、資料館等	立地不可	博物館、資料館その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの
⑥ ホテル、旅館	立地不可	ホテル又は旅館（風営適正化法の適用を受けるものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの
⑦ 観光案内所等	近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所であれば立地可能	観光案内所、観光客のための休憩所、公衆便所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの